

パリ協定について

背景

- 1992年 5月 気候変動枠組条約採択(大枠を規定)
- 1997年12月 京都議定書採択(先進国のみ排出削減目標を義務付け)
 - ⇒ 米国の不参加, 途上国の排出増。全ての国が参加する公平で実効的な枠組み構築への要請の高まり。
- 2015年12月 **パリ協定採択**(2016年4月に署名式)

主な内容

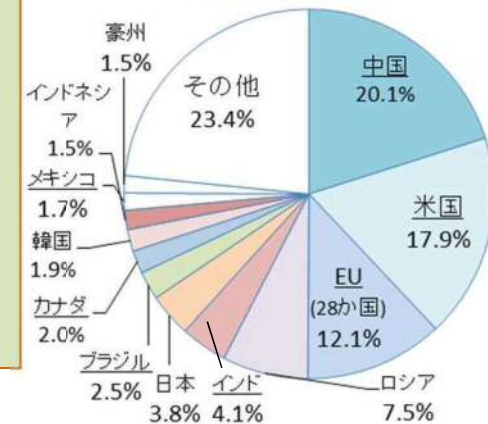
- ◆ 世界共通の長期削減目標として、産業革命前からの気温上昇を2℃未満に抑制することを規定するとともに、1.5℃までへの抑制に向けた努力の継続に言及【第2条1】。
- ◆ 主要排出国・途上国(米国, 中国, インド等)を含む全ての国が、①削減目標(注)を策定し国内措置を遂行, 5年ごとに同目標を提出し【第4条2及び9】, ②自国の取組状況を定期的に報告し, レビューを受け【第13条7及び11】, ③世界全体としての実施状況の検討を5年ごとに行う【第14条】。

(注)我が国は、2030年度に2013年度比26.0%減(2005年度比25.4%減)を目標。

発効要件上の各国の排出量割合

出典：第21回締約国会議報告書(2016年1月)

※下線が締結済の国



早期締結の必要性

- ◆ パリ協定の発効要件：①55か国以上, ②総排出量55%以上。(10月5日時点で74か国, 約58.8%)
- ◆ 米, 中, EU及び一部加盟国, インド等が締結した結果, 上記2つの要件は満たされ, パリ協定は11月4日に発効予定。気候変動対策を重視する我が国として速やかに締結する必要あり。
- ◆ COP22(11月7～18日)で我が国の迅速な締結につき明確な姿勢を示す必要あり。
- ◆ G7伊勢志摩首脳宣言の中で議長国として掲げた本年中の協定発効との目標に向けた措置をとる必要あり。
- ◆ 今後の協定の実施指針の策定交渉において我が国の意向をより反映させるために, 締約国として参加する必要あり。

気候変動枠組条約第22回締約国会議（COP22）について

日程・場所

- 日程：平成28年11月7日（月）～11月18日（金）
- ※ 閣僚級会議は11月15日（火）～
- 場所：マラケシュ（モロッコ）

年1回各国閣僚が参加し、「気候変動に関する国際連合枠組条約」の実施に関する重要な決定を行う。※パリ協定第1回締約国会議も合わせて開催。



概要

パリ協定によって生み出されたモメンタムを維持し、世界が低炭素社会・脱炭素社会に向けた“行動”を取ることを示す重要な年。

1. COPの枠組みでの貢献

- ① パリ協定の効果的な実施に向けた指針策定等の交渉（※全締約国の参加により実施）
 - ・ 発効及び第1回パリ協定締約国会合（CMA1）の準備
 - ・ 緩和分野に関するガイドライン
 - ・ 適応報告書に関するガイドライン
 - ・ 報告・レビュー制度における透明性枠組みに関するガイドライン
 - ・ 世界全体の実施状況を検討する仕組み（グローバルストックテイク）の方法
- ② 各国のNDC（自国で定める貢献）の着実な実施
- ③ 途上国のNDC実施支援

2. 日本の取組の発信・発展

- ① JCMをはじめとした我が国の知見や技術等を活用した国際的取組のアピール
- ② 企業や自治体等の取組の発信、世界の潮流を基に国内行動を後押し

我が国における持続可能な開発目標（SDGs）の実施に向けて

背景

- 2015年9月に国連サミットで採択された、持続可能な開発のための2030アジェンダは、持続可能な開発目標（SDGs：17ゴール、169ターゲット）を中核とする2016年以降2030年までの国際目標。先進国・途上国を問わず全ての国に適用される普遍性が最大の特徴。
- ゴールの多くが環境関連。我が国としても、気候変動、エネルギー、持続可能な消費と生産等の分野を中心に国内外においてアジェンダの実施に貢献していく。
- SDGsを踏まえつつ、各国政府が国家目標を定め、国家計画プロセスや政策、戦略に反映していくべきと規定されている。
- 採択にあたっての国連サミットでは、安倍総理が演説し、気候変動や、3R等の循環型社会形成の知見や取組を世界に共有することで、日本がアジェンダ実施に最大限努力することを表明した。
- 政府一体となってSDGsに取り組むため、本年5月に閣議決定により総理大臣を本部長、全閣僚を本部長とする「SDGs推進本部」を設置。同月の第1回推進本部にて、安倍総理よりSDGs実施指針を策定するよう指示があり、現在策定中。

SDGs実施指針（骨子）の概要

- ・持続可能で強靱、そして誰一人取り残されない、経済、社会、環境の統合的向上が実現された未来への先駆者を目指す。
- ・優先課題（取組の柱）は下記の8つ
 - 1 あらゆる人々の活躍の推進
 - 2 国内外における健康・長寿の達成
 - 3 成長市場の創出、地域活性化、科学技術イノベーション
 - 4 質の高いインフラ、強靱な国土の整備
 - 5 省・再生エネルギー、気候変動対策、循環型社会
 - 6 生物多様性、森林、海洋等、環境の保全
 - 7 平和・安全・ガバナンス
 - 8 SDGs実施推進の体制・手段



平成28年5月20日（官邸）
SDGs推進本部第1回会合にて
発言する安倍総理

持続可能な開発目標(SDGs)の採択

○平成27年度は、持続可能な開発目標(SDGs)を含む2030アジェンダ*が採択されるなど、地球温暖化以外でも、様々な国際的枠組みが進展。(*正式名称:持続可能な開発のための2030アジェンダ)

2030アジェンダ

○地球サミットで採択されたアジェンダ21及び、リオ+20での決定事項やミレニアム開発目標(MDGs)の評価を踏まえ、2015年(平成27年)、国連サミットにて、**2030アジェンダ**を採択。

○2030アジェンダの特徴

- **環境、経済、社会の統合的向上**
- 途上国のみならず先進国にも適用されるユニバーサリティ(普遍性)
- 分野横断的なアプローチ
- グローバル・パートナーシップ

○2030アジェンダは、序文、政治宣言、SDGs、実施手段、フォローアップレビューで構成。**SDGsは、17のゴールと169のターゲットから成る。**

○2030アジェンダを受けた国内外の動き

- 国連、国連環境計画(UNEP)等の国際機関や、G7やG20等の国際的枠組みにおいて、SDGsのゴール達成に向けた協力を表明。
- 企業(グローバルコンパクト)においては、企業によるSDGs実施のガイドライン(SDGコンパス)を策定。
- 環境省では、「ステークホルダーズ・ミーティング」の開催等、積極的にSDGs達成に取り組む。



○SDGsの17のゴール

- 1: 貧困の撲滅
- 2: 飢餓撲滅、食糧安全保障
- 3: 健康・福祉
- 4: 質の高い教育
- 5: ジェンダー平等
- 6: 水と衛生
- 7: 持続可能なエネルギー
- 8: 包括的で持続可能な経済成長、雇用
- 9: 強靱なインフラ、産業化・イノベーション
- 10: 不平等の是正
- 11: 持続可能な都市
- 12: 持続可能な消費・生産
- 13: 気候変動
- 14: 海洋
- 15: 生態系・森林、生物多様性
- 16: 平和で包括的な社会
- 17: パートナーシップの活性化